

武情審答申第 33 号
令和 2 年 7 月 7 日

武蔵野市長 松 下 玲 子 殿

武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 室 井 敬 司

答 申

1 審査会の結論

「2017 年～2019 年度 3 年間のエバラ製作所（エバラ環境プラント）に勤務する市内在住の従業員の名前と住所」の開示請求に対する一部開示決定は、結果的には、妥当である。

2 本件の概要

(1) 審査請求人は、令和元年 10 月 10 日、武蔵野市情報公開条例（平成 13 年 3 月 23 日条例第 5 号。以下「条例」という。）第 8 条に基づき実施機関に対し「2017 年～2019 年度 3 年間のエバラ製作所（エバラ環境プラント）に勤務する市内在住の従業員の名前と住所」の開示を請求した（以下「本件開示請求」という。）が、実施機関が同月 24 日付けで、特定の個人が識別できる個人情報であるため条例第 9 条第 2 号に該当するとして、「委託業者の業務従事者の氏名、所属、電話番号」を非開示として一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行ったので、令和元年 11 月 7 日、これを不服として、「『処分（本件決定をいう。）を取り消す。』との裁決を求める。」との審査請求を行った。

(2) 審査請求人の審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

審査請求人は、武蔵野市（以下「市」という。）の関係条例に基づき、市の協力を求めることができるので、条例第 9 条第 2 号ただし書イにより、個人情報であっても開示すべきである。

(3) 実施機関の本件決定の理由及び理由説明は、概ね次のとおりである。

実施機関は、武蔵野クリーンセンターについて、競争入札により荏原環境プラント株式会社に施設整備と運営を一括して発注し、施設完成後（平成 29 年度（2017 年度）から稼働）の運営を設立された新会社である株式会社むさしの E サービスに包括的に委託していることから、本件開示請求の対象行政文書として同社が市に提出した業務

従事者名簿（以下「本件対象行政文書」という。）とした。

その上で、本件対象行政文書は、氏名及び電話番号といった特定の個人を識別可能とする情報並びに所属及び住所といった個人の属性情報からなる情報の集合物であり、これらを一体として個人情報として取り扱うが、氏名、所属及び電話番号は特定の個人が識別できるため条例第9条第2号の個人情報に該当し非開示とした（以下「本件非開示情報」という。）。

なお、住所については、個人情報に該当するが、本件対象行政文書に住所として記載されている事項は区市町村名までであるため、個人の特定に至らないことから開示した。

本件非開示情報の条例第9条第2号ただし書イ該当性については、審査請求人から提出された文書等を含めその主張からは客観的見地から該当するものと判断できない。

3 審査会の判断

(1) 本件対象行政文書について

実施機関は、本件開示請求に対する対象行政文書として、株式会社むさしのEサービスが市に提出した業務従事者名簿を充てているが、これは開示請求書記載の会社とは異なる会社のものであることは明らかである。

当審査会で実施機関に確認したところ、開示請求者である審査請求人の意思が、武蔵野クリーンセンターの運営受託者の従業員の情報の開示請求にあると実施機関が判断した上で対象行政文書を特定したとのことであり、審査請求人への確認はしていない。

対象行政文書の妥当性は、情報公開請求における最も重要な留意点の一つであるが、本件については、審査請求人から審査請求等において特段の異議が出されていないことから、実施機関が主張するように、審査請求人の開示請求の意思が市が委託している武蔵野クリーンセンターの運営受託会社の従業員の情報の開示にあり、開示請求書記載の会社ではなかったものと考えることができ、対象行政文書に本件対象行政文書を充てたことは、結果的には妥当であったと判断できる。

(2) 本件非開示情報について

実施機関は、本件対象行政文書における氏名、所属及び電話番号を条例第9条第2号に該当する個人情報として非開示情報とした。

しかしながら、開示請求書には「市内在住の従業員の名前と住所」と明記されていることから、所属及び電話番号は、そもそも開示請求対象外の情報であることは明らかであり、このような場合、当該情報を開示請求の対象となる情報に位置付けた上で非開示情報として扱うことは妥当ではなく、開示請求対象外の情報として扱わなくてはならない。

したがって、実施機関が、所属及び電話番号を条例第9条第2号に該当する非開示情報として非開示としているのは誤りであると指摘せざるを得ない。しかしながら、当該情報を非開示情報として黒塗りをして開示していないことにより開示請求対象外の情報を公にすることがなかったことは、結果としては妥当であったということになる。

なお、対象行政文書に非開示情報と開示請求に係る内容以外の情報が記載されている場合の実務の取扱いについては、開示をする場合の注意事項として、「開示請求に係る行政文書に非開示情報が記録されている場合は当該非開示情報の部分を黒塗りにし、開示請求に係る内容以外の情報が記載されている場合は当該部分を白抜きにして枠で囲むなどの処理をしたうえで、開示することとする。」と定められているところである（「情報公開の手引 平成14年1月武蔵野市」（以下「手引」という。）59頁【行政文書の開示方法 4】）。

次に、氏名についても、本件対象行政文書の住所の欄の情報が開示されてしまっていることから分かることだが、開示請求書の記載が「市内在住の従業員の名前と住所」であることから市に住所を有する者の氏名（以下「開示対象氏名」という。）のみが開示請求の対象となる情報であり、他の区市町村に住所を有する者の氏名は開示請求対象外の情報として所属及び電話番号と同様の取扱いをしなければならない。

したがって、本件では、開示対象氏名のみの非開示の妥当性について検討することになる。

原則として氏名が条例第9条第2号本文に規定する個人情報に該当することは明らかであるところ、審査請求人は開示対象氏名を含めた本件非開示情報に対して同号ただし書イの該当性を主張している。

同規定に該当する情報とは、「公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報」とされている（手引31頁【解釈 8】）が、この点について検討するに、審査請求人の主張する生命、健康等に対する被害等の発生又は発生の恐れが、開示対象氏名が公にされないことによって生じているという関連性に関しては、審査請求人から合理的な説明がなされていないこと、及び当審査会においてその存在を確認することができないことから、開示対象氏名については条例第9条第2号ただし書イの該当性を認めることはできないというべきである。

また、審査請求人及び実施機関からの説明により、審査請求人が行った市に対する申出等に対しては、対処の内容が審査請求人にとっては満足のものではないことがうかがえるものの、市は随時対応をしていることが確認でき、この市の対応は市の関係条例等に基づいて行われているものであることから、開示対象氏名について、条例第9条第2号ただし書イの例外対応の必要を生じさせる状況にあるとはいえない。

したがって、開示対象氏名は、条例第9条第2号本文の規定により非開示とするこ

とが妥当である。

(3) 審査会の結論について

以上から、本件非開示情報のうち、開示対象氏名に関しては条例第9条第2号本文の規定に基づいて個人情報として非開示とした実施機関の決定は妥当であるが、開示対象氏名以外の氏名、所属及び電話番号に関しては非開示とした理由を開示請求対象外の情報であるためとするべきである。

しかしながら、修正をしても結果的には本件決定と同じ非開示の内容となることから、1の「審査会の結論」のとおり判断するものである。

4 実施機関に対する意見

本件決定については結果的に妥当としたが、情報公開制度の運用の観点からは指摘しておかなければならない問題がある。

まず、対象行政文書の充て方であるが、開示請求書の記載に従って対応していくことが基本であり、実施機関が恣意的に判断することは許されない。仮に、開示請求書の記載では対象行政文書の特定に支障が生ずるなどの事情があるのであれば、開示請求人に説明し、意思を確認した上で開示請求書を修正してもらい、対象行政文書を特定していく必要がある。本件は、結果的には審査請求人の意思と違うことはなかったと判断できるが、開示請求人への説明や意思の確認を行っておらず、また開示請求書の修正もなされておらず、極めて遺憾である。

次に、開示請求対象外の情報の取扱いであるが、開示請求への対応は、開示請求書記載の内容に基づいて行われなければならないことは当然である。しかしながら、本件では、「市内在住の従業員の名前と住所」と明記されているにもかかわらず、開示対象氏名以外の氏名、所属及び電話番号を開示対象の情報に充てた上で、当該情報を条例第9条第2号の個人情報該当として非開示の決定をしている。これらの情報は、開示対象外の情報として適正に取り扱わなくてはならないことは、既に指摘したところである。

さらに問題なのは、住所に関する情報について、情報が区市町村名であることから個人の特定に至らず条例第9条第2号の個人情報に当たらないとして、全員の情報を開示していることである。開示請求書の記載内容から、「武蔵野市」以外の区市町村名は開示請求対象外の情報となり、公にはいけない情報として扱わなければならないものであることから、これらの情報を開示したことは大きな問題である。

以上の点を勘案し、当審査会は実施機関に対し、情報公開請求の対応において、情報公開制度に関する正しい知識に基づいて適正な運用をされることを強く求めるものである。

現段階では、実施機関は、これらの点について適正を欠いた運用であったことを認識しているとのことであるが、今後の適正な情報公開制度の運用に資するために、意見と

して指摘しておく。

5 審査の経過

年月日	審議経過
令和元年11月28日	諮問
令和2年1月6日	実施機関より理由説明書收受
令和2年1月17日	審議（第16期第1回審査会）
令和2年2月21日	審査請求人より口頭意見陳述聴取 審議（第16期第2回審査会）
令和2年7月7日	審議（第16期第3回審査会）